

# 「指定地域密着型通所介護」重要事項説明書

(令和      年      月      日)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(国分寺市：1373101136 )

当事業所はご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

## 1. 事業者

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (1) 法 人 名     | 株式会社 アンザイレン    |
| (2) 法 人 所 在 地 | 東京都府中市若松町4-2-2 |
| (3) 電 話 番 号   | 042-201-3277   |
| (4) 代 表 者 氏 名 | 代表取締役 三上 雅之    |
| (5) 設 立 年 月 日 | 平成22年8月20日     |

## 2. 事業所の概要

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| (1) 事業所の種類    | 地域密着型通所介護        |
| (2) 事業所の名称    | ファミリーケア国分寺さくら物語  |
| (3) 事業所の所在地   | 東京都国分寺市本多4-11-19 |
| (4) 電 話 番 号   | 042-401-0506     |
| (5) 管 理 者     | 日隠 周平            |
| (6) 開 設 年 月 日 | 平成23年1月1日        |
| (7) 利 用 定 員   | 10人              |

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 国分寺市・小金井市・府中市・小平市・国立市

(2) 営業日及び営業時間

|          |                    |
|----------|--------------------|
| 営 業 日    | 月曜日～日曜日（祝祭日を含む）    |
| 営 業 時 間  | 8：00～19：00         |
| サービス提供時間 | 月曜日～日曜日 9：00～18：00 |

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（令和1年10月1日現在）

管理者 常勤1名  
生活相談員 サービス提供時間内でのべ1名以上配置を行う。  
介護職員 サービス提供時間を通じ1名以上配置を行う。  
サービス提供時間内でのべ1名以上配置を行う。  
機能訓練指導員 1名を配置

上記の人員基準に基づき、サービス提供時間（9:00～18：00）にて3～4名の職員を配置しています。（別途、機能訓練指導員は週2～3日、1日当たり3～4時間の配置をしています。）

### 5. 当事業所が提供する介護保険の給付対象となるサービスと利用料金

(1) サービス内容

- ① 昼食 手作りの食事の提供を行います。
- ② 入浴 入浴または清拭を行います。
- ③ 排泄 ご利用者の排泄の介助を行います。
- ④ 送迎サービス ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
- ⑤ 機能訓練 機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ⑥ アクティビティサービス 各種レクリエーション、健康体操や行事活動等を通じ、心身機能の維持、向上、自信の回復や情緒安定を図るよう努めます。
- ⑦ 健康チェック 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑧ 相談及び援助 利用者とその家族からの各種ご相談に対し問題解決に向けて取り組みます。

※ 介護保険制度改定に伴いサービスに変更があった場合は、担当者がご説明のうえ、ご利用者の同意をいただきます。

(2) 利用料金

サービス利用 1 回あたりの料金は、介護度によって定められた単位数で計算し、介護保険給付額を差し引いた金額が利用者の自己負担額となります。具体的な自己負担額は下表のとおりです。

※介護保険の給付額や負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

※介護報酬告示額に、地域区分別単価割合（10.68 円）をかけて計算しています。

※利用者の食事に掛かる費用は別途お支払いください。

※自己負担割合は、毎年7月に発行される「介護保険負担割合証」でご確認いただけます。

① 利用時間 8 時間以上 9 時間未満

| 介護度  | 単位数   | 自己負担額  |        |        |
|------|-------|--------|--------|--------|
|      |       | 1 割負担  | 2 割負担  | 3 割負担  |
| 要介護1 | 783   | 837円   | 1,673円 | 2,509円 |
| 要介護2 | 925   | 988円   | 1,976円 | 2,964円 |
| 要介護3 | 1,072 | 1,145円 | 2,290円 | 3,435円 |
| 要介護4 | 1,220 | 1,303円 | 2,606円 | 3,909円 |
| 要介護5 | 1,365 | 1,458円 | 2,916円 | 4,374円 |

② 利用時間 7 時間以上 8 時間未満

| 介護度  | 単位数   | 自己負担額  |        |        |
|------|-------|--------|--------|--------|
|      |       | 1 割負担  | 2 割負担  | 3 割負担  |
| 要介護1 | 753   | 805円   | 1,609円 | 2,413円 |
| 要介護2 | 890   | 951円   | 1,901円 | 2,852円 |
| 要介護3 | 1,032 | 1,103円 | 2,205円 | 3,307円 |
| 要介護4 | 1,172 | 1,252円 | 2,504円 | 3,755円 |
| 要介護5 | 1,312 | 1,402円 | 2,803円 | 4,204円 |

③ 利用時間 6 時間以上 7 時間未満

| 介護度  | 単位数   | 自己負担額  |        |        |
|------|-------|--------|--------|--------|
|      |       | 1 割負担  | 2 割負担  | 3 割負担  |
| 要介護1 | 678   | 725円   | 1,449円 | 2,173円 |
| 要介護2 | 801   | 856円   | 1,711円 | 2,567円 |
| 要介護3 | 925   | 988円   | 1,976円 | 2,964円 |
| 要介護4 | 1,049 | 1,121円 | 2,241円 | 3,361円 |
| 要介護5 | 1,172 | 1,252円 | 2,506円 | 3,755円 |

（3）送迎を行わない場合の減算

事業所の送迎サービスを利用しない場合、1 日の単位数から片道につき47単位減算されます。宿泊等により行きも帰りも利用しなかった場合は47×2単位の減算となります。

#### (4) 加算料金

サービスご利用内容に応じて、下記の加算が発生します。

| 種類                | 単位数                                                       | 自己負担額 |      |      |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|-------|------|------|
|                   |                                                           | 1割負担  | 2割負担 | 3割負担 |
| 入浴介助加算            | 40                                                        | 43円   | 86円  | 129円 |
| 科学的介護推進体制加算       | 40                                                        | 43円   | 86円  | 129円 |
| 延長加算（9時間～10時間未満）  | 50                                                        | 54円   | 108円 | 162円 |
| 延長加算（10時間～11時間未満） | 100                                                       | 54円   | 108円 | 162円 |
| 延長加算（11時間～12時間未満） | 150                                                       | 54円   | 108円 | 162円 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱ      | 1ヶ月の利用単位数×9.0%×地域区分単価10.68＝処遇改善加算金<br>（その1割～3割が利用者の自己負担額） |       |      |      |

※入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助をおこないます。

※科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出するための加算金です。

#### (5) その他自費負担となるもの

① 昼食材料費 ５７０円／１食

② おむつ・リハビリパンツ・パット代

当施設のものを利用される場合は実費（１５０円／枚）が必要となります。

③ 延長料金

サービス提供時間前後の延長利用に関しましては、介護保険内延長加算の対象にならない時間について、1時間当たり３００円がお客様の自己負担となります。

④ その他費用

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

⑤ キャンセル料 無料です。

### 6. 介護保険の給付対象外となるサービス(特別サービス)と利用料金

#### (1) サービス内容

① 朝食・夕食サービス

朝食及び夕食もご提供します。一人暮らしの在宅生活でも通所介護と併用することで3食栄養バランスの取れた温かい食事を摂っていただけます。

② 洗濯サービス 汚れ物及び入浴等の必要時に洗濯をさせていただきます。

③ リハビリパンツ・パット

事業所の物をご利用の際に請求させていただきます。ご自宅から普段ご利用のものをご持参頂ければ、費用は係りません。

④ 夜間サポートサービス

お泊まりを利用される方の、通所介護サービス提供時間前後の介護サービスを責任持って提供させていただきます。

⑤ 外出サポートサービス 主にご家庭で通院介助ができない場合、代行して通院介助を行います。

⑥ 保険外通所介護サービス（3時間以上9時間未満）

介護保険外、実費での通所介護サービスです。（別途昼食代570円）

⑦ 保険外通所介護サービス（3時間未満）

介護保険外、実費での通所介護サービスです。

⑧ 延長サービス

介護保険内通所介護サービス提供時間前後の延長で、介護保険延長加算対象外の時間につき、介護サービスを提供させていただきます。

⑨ 保険外入浴サービス 介護保険外、実費での入浴サービスになります。

## （２）利用料金

| サービス内容                  | 料金     | 税区分 |
|-------------------------|--------|-----|
| 朝食（夜間サポート利用）            | 385円   | 10% |
| 夕食（夜間サポート利用）            | 880円   | 10% |
| 夕食（延長利用）                | 800円   | 非課税 |
| 洗濯サービス                  | 150円   | 非課税 |
| リハビリパンツ・パット             | 150円   | 非課税 |
| 夜間サポートサービス1泊            | 1,980円 | 10% |
| 夜間サポートサービス1泊（デイサービス未利用） | 5,500円 | 10% |
| 外出サポートサービス              | 3,000円 | 非課税 |
| 保険外通所介護サービス（3時間以上9時間未満） | 5,000円 | 非課税 |
|                         | 昼食570円 | 非課税 |
| 保険外通所介護サービス（3時間未満）      | 3,000円 | 非課税 |
| 延長サービス（1時間あたり）          | 300円   | 非課税 |
| 保険外入浴サービス               | 500円   | 非課税 |

## 7. 利用料金のお支払い方法

月末に締めて利用数の計算を行い翌月10日前後に請求書を発行します。

請求書が届きましたら当月の28日までに現金またはお振込みにてお支払いください。

## 8. サービス利用の中止

サービス利用開始前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止したい場合には、利用日の当日午前8時までに事業所に申し出てください。 【連絡先】（電話番号）042-401-0506

## 9. サービス利用の変更

利用者が利用するサービス内容の変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。  
該当利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡などの必要な援助を行います。

## 10. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口 日隠 周平
- ・ 受付時間 月曜日～日曜日（9：00～18：00）
- ・ 電話番号 042-401-0506

### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

#### ① 苦情原因の把握

基本的には当日（ただし、事業所の状態及び時間帯によっては翌日）に利用者様の自宅に訪問し、伺った苦情の内容を確認し、今後の対応策に対しての了解を頂く。

#### ② 検討会の開催

苦情が起こった原因を究明するため、検討対策会議を行う。その際、苦情における当事者は休みであっても参加する。

#### ③ 改善の実施

改善を速やかに実施する。（損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。）

#### ④ 解決困難な場合

保険者や国保連に相談し、対策指導を頂く

#### ⑤ 再発防止

同様の苦情が起こらないように、「苦情処理マニュアル」に新しい苦情は追加していき、各種研修会を通じて、その内容を確認していく。

#### ⑥ 事故発生時の対応など

事故が発生した場合は、迅速に適正な措置を行えるよう、関係機関との調整を図っておく。

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

国分寺市役所

福祉部介護保険係 電話番号 042-321-01301

受付時間 8：30～17：00（土・日・祝日は除く）

東京都国民健康保険団体連合会

介護保険苦情相談窓口 電話番号 03-6238-0177

受付時間 8：30～17：00（土・日・祝日は除く）

## 11. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置

を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

## 12. 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

## 13. 高齢者虐待防止の為の指針

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (2) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 14. 第三者評価の実施状況

実施しておりません。

## 15. サービス利用に当たっての留意事項

- ・利用者様が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用してください。
- ・体調が思わしくない利用者様はその旨を職員に申し出てください。
- ・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内での他の利用者に対する宗教勧誘や政治活動、営業活動は禁止です。